

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第52号大治町農業委員会委員の定数条例の全部改正についてを議題とします。

議案第52号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

皆様おはようございます。

福祉建設常任委員会は、12月16日午前10時より開会いたしました。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第52号大治町農業委員会委員の定数条例の全部改正につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回の12人という提案となった経緯はどの問いに対しまして、今回、法改正を受け現行の委員数、活動内容を再検討した。現在は12人で農地転用の届け出が提出された場合の現地調査、近隣農地への影響の可否、耕作放棄地農地を未然に防ぐための農地パトロールなど現場を確認し、農業委員会で報告をしている現在がちょうどベストの状態と考え、改正後の定数も現状と同じ12人としたとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この大治町農業委員会委員の定数条例の全部改正についてでございますが、現行の農業委員会委員の定数は13、実数として12ということでこの提案と実数は変わらないものとなっております。しかしながら、もとになる農業委員会等に関する法律の一部改正におきまして、法の目的から農民の地位の向上の削除、業務から意見の公表、建議の削減など農業委員会の農業者の民主的な機関という性格を骨抜きにするもの、これがもとの法律の本質でございます。ですから、もとの法律に断固反対する立場でこの条例改正にも反対をいたします。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（織田八茂君）

3番林 健児君。

○3番（林 健児君）

3番林 健児です。大治町農業委員会委員の定数条例の全部改正について、賛成の立場で討論を行います。本件については農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、大治町の状況を考慮し、農業委員の定数を定めるものであり、今後の大治町における農業のあり方や農地利用の最適化を図り検討していく委員の定数とのことですので、私は案件に賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（織田八茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第53号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第53号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

9番服部でございます。

総務教育常任委員会は、12月15日午前10時より開会をし、本委員会に付託された事件を審査いたしました。次のとおり決定をいたしましたので会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第53号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第54号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第54号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第54号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

特に質疑はございませんでした。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第55号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第55号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第55号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はございませんでした。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この条例改正の中の扶養手当の見直しについて反対する立場で討論させていただきます。現行、配偶者1万3000円、子供6,500円。これを段階的に配偶者を6,500円に減らし、子供1人当たり1万円にふやすという提案でございます。子供に対する扶養手当をふやすことは賛成でございますが、そのかわりに配偶者、これを減らす、これに関しては反対でございます。配偶者の扶養手当はそのままにして少子化対策等々のために子供の扶養手当はふやすべきだと考えております。よって、この条例改正に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の討論はありますか。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

議案第55号に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。今、反対者の方から扶養手当ということで反対の理由を述べられたところでございますが、少子化対策等家族に対する配慮というのは十分なされている改正でございます。その点をもって賛成討論としたいと思います。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第56号大治町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第56号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第56号大治町税条例等の一部を改正する条例について。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑は特にございませんでした。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第57号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第57号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第57号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

所得税法等の改正に基づく改正というのは初めてだがその理由はどの問いに対しまして、所得税法等の一部改正については、国において国際課税のルールの再構築を行うための税法上の措置が講じられたもので、具体的には日本と台湾との間で国家間の租税条約を締結することができないために、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正により国内法が整備された。それに基づき国民健康保険税の課税の特例が規定されたとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号平成28年度大治町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案第58号について、総務教育常任委員会から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第58号平成28年度大治町一般会計補正予算（第4号）。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑を報告します。

旧保健センターの改修の日程についての質問があり、議決を受けてすぐにでも工事に着手したい。しかし、商工会の移動のことを考えると日程的には非常にタイトである。もしもの場合は3月議会において繰り越し手続をとった上で商工会の部分はおくれる可能性があるとの答弁でございました。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第58号平成28年度大治町一般会計補正予算（第4号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

土地評価業務委託料についての問いに対して、場所は明治町の資源ステーションで平成28年に入って町で買ってもらえないかとの話があり、土地の鑑定評価を行うものであ

るとの答弁でした。

また、債務負担行為で児童福祉費の指定管理料が平成29年度から平成31年度まで提案されているが、どういう仕組みなのかとの問いに対して、平成29年の2月1日から平成32年3月31日までを指定管理期間と捉えているが、平成29年度に入所する児童に係る入所決定事務というのは前年度に実施している。この部分は指定管理者が決定をしていくので平成28年度で入所事務の手續に係る費用を計上したとの答弁でした。

また、障害福祉サービス費がふえた理由はとの問いに対し、主に居宅介護については自宅において入浴や排せつなどの介助をするもの、生活介護は昼間、施設において同様に入浴や排せつ介助をするものでさらに就労継続支援B型もふえている状況であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第58号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第59号平成28年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第59号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第59号平成28年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第59号は可決されました。

日程第9、議案第60号平成28年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第60号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第60号平成28年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第61号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第61号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第61号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

討論を行います。

原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第62号平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第62号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第62号平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第63号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第63号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6 番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第63号指定管理者の指定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回、東部児童クラブなど3つの児童クラブを指定管理としていくことが提案されているが、なぜ今になったのかとの問いに対して、今回東部児童クラブが新たに大きくなるため、この機会にこれまでの要綱などを整理し実施していきたいということから指定管理者で行ってきたいということで提案したとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第63号は可決されました。

日程第13、議案第64号大治町道路線の認定についてを議題とします。

議案第64号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第64号大治町道路線の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

認定する道路を確認したところ、グレーチングにすき間があったが問題はないのかとの問いに対して、ふたの調整だけで対応できる範囲であれば特に問題はないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

村上町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

候補者秋田辰己氏は、人権擁護委員として適任であり推薦をしたいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。よろしく願います。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は秋田辰己君を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、秋田辰己君を適任とすることに決定をいたしました。

日程第15、発委第1号大治町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

11番浅里周平です。

発委第1号大治町議会会議規則の一部を改正する規則について。

大治町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり地方自治法第9条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。平成28年12月6日提出、提出者議会運営委員会委員長浅里周平。

提案の理由でございますが、この案を提出するのは請願書の記載事項等に関して請願者が署名または記名押印する規定に改正するためでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（織田八茂君）

説明が終わりました。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会に付託しないこととしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号は委員会に付託しないことに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

議長、5分ほど休憩をいただきたいんですが。

○議長（織田八茂君）

ただいま7番吉原経夫君から休憩の発言がございましたので許可することにしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

それでは5分間の休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時29分 休憩

午前10時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、発議第10号長時間労働の規制を政府に求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。発議第10号長時間労働の規制を政府に求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成28年12月6日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書でございます、内容の1番目、「労働時間にしばられない「無制限」の働き方を合法化する高度プロフェッショナル制度（「残業代ゼロ制度」）を撤回すること。」こ

れにつきましては、さきの臨時国会におきまして政府与党、残業代ゼロ法案の審議入りは断念いたしました。しかし、次回以降の国会で上程をされることになっておりますので必要な意見であると思います。

また、2番3番4番につきましては、これは11月15日、さきの臨時国会におきまして民進党さん、共産党、自由党さん、社民党さんの4党が長時間労働規制法案を提出いたしました。安倍自公政権は2度の会期延長をしたにもかかわらずTPP承認、年金カット法案、また、カジノ合法法案は通しながらこの長時間労働規制法案については成立させなかったということで、大治町議会で国に物申していく必要があると思いこの意見書を提出いたしました。皆様のご賛同をお願いいたします。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、発議第10号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっております、発議第10号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第10号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決します。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 1名〕

○議長（織田八茂君）

起立少数です。したがって、発議第10号は否決されました。

日程第17、発議第11号最低賃金の引き上げとそれともなう中小企業の負担増の軽減を政府に求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。

○議長（織田八茂君）

演壇へどうぞ。

○7番（吉原経夫君）

まことに失礼いたしました。発議第11号最低賃金の引き上げとそれにとまなう中小企業の負担増の軽減を政府に求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成28年12月6日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書でございます、若者の貧困、非正規雇用がふえている中で若者の貧困もふえております。また、シングルマザーを初め女性の貧困、またそれに伴う子供の貧困、それだけにとどまらず65歳以上の高齢者の方も非正規雇用、アルバイトで働いておられる、生活を支えておられるということで最低賃金を引き上げる。これが各世代の貧困に対する最善の対策であるということを感じております。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第11号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第11号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第11号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決します。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 1名〕

○議長（織田八茂君）

起立少数です。したがって、発議第9号は否決されました。

日程第18、発議第12号スクールカウンセラーの常駐化及び教職員定数の拡大を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○8番（横井良隆君）

議長。

○議長（織田八茂君）

8番横井良隆君、どうぞ。

○8番（横井良隆君）

8番横井良隆でございます。発議第12号スクールカウンセラーの常駐化及び教職員定数の拡大を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成28年12月6日提出、提出者大治町議会議員横井良隆。

スクールカウンセラーの常駐化及び教職員定数の拡大を求める意見書について、学校の問題も各校によって多様化、多種多様に今広がっております。大治町においても県下有数のマンモス校にあり、そういった中でいろんな形でのフォローが必要となっております。心理相談業務に従事するカウンセラーを小中学校に配置し、児童生徒が抱える諸問題の解決に取り組んでいくのが必要だと考えております。また、職員の業務の多様化、多忙化により教職員の定数の拡大も必要であると考えております。よって、国会及び政府におかれましては子供たちに豊かな教育を保証するため小中学校へのスクールカウンセラーの常駐化及び教職員定数の拡大について速やかに実現されるよう強く要望するところでございます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思っております。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣でございます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第12号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっています、発議第12号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第12号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから発議第12号を採決します。

発議第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、発議第12号は可決されました。

日程第19、発議第13号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里周平です。発議第13号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成28年12月6日提出、提出者大治町議会議員浅里周平。

提案理由の説明であります。現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして

地方議会の重要性が論じられている中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることがあります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうちおよそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。当大治町議会でも無投票当選という結果でありました。ご承知のとおり、議員を退職した後、生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待してもサラリーマンの方々については加入している厚生年金も現在の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには地方議会議員の年金制度、時代にふさわしいものにすることで議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。以上です。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。これが町民の方から議員特権ではないかと思われなくないようにするために、まず既存の厚生年金制度などとの整合性、また議員年金が廃止された経過、それとの整合性、これが必要だと考えます。

そこで質問させていただきます。厚生年金制度、厚生年金に加入するには週当たり決まった労働時間があると思います。それを答えていただいて、またそれを大治町議会議員などクリアしているのかということ。また、厚生年金とともに普通は社会保険に入るわけですが、これは厚生年金にだけ入ることを求めている意見書であります、そこら辺の整合性はどうかということ。また、議員年金制度が廃止された経緯として財源不足の全てを公費で負担することになり、国民の理解を得ることが難しいということがございました。今回この厚生年金に議員が入るとしますと国民の税金だけでなく町民の方の税金も使う、年金掛金の半分は事業主負担ということでございますのでそこら辺

整合性はどのように考えているのか。以上、ご質問いたします。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

ただいま質問いただきましたが、多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、平成27年10月をもって厚生年金制度に統一されたんでありますが、保険料は厚生年金及び共済年金の長期給付に係る保険料率と負担金について、平成28年9月以降の保険料率は、厚生年金が18.192%、共済年金17.632%となっております。保険料率については今後毎年引き上げられる予定で、公務員は平成30年、厚生年金は平成29年に18.3%に統一されます。老齢厚生年金を受給している方が議会議員に就任した翌月から賃金プラス年金の月額が一定の金額を超えた場合、年金の一部または全部が支給停止となります。新制度案は公的年金への加入となりますので、年齢が70歳未満で議員報酬以外の収入で生計を立てている方以外は新制度に加入することとなります。議員報酬以外の収入で生計を立てている方以外は新制度に加入することとなります。新制度に加入した期間については、基礎年金等の保険料納付期間等が25年以上あれば、年金として基礎年金に上乗せ支給されます。

そういったところが考えられておりますが、まだまだこれはこの先国の方で決定してからいろいろ決まっていくことですので、ここで十分な答えはできない状況であります。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今、提案者からる説明いただきましてありがとうございます。厚生年金でございますが、加入するにはその職場の決まっている勤務時間の4分の3以上というのが決まりでございます。最近少し改正されて従業員数500人以上の場合は週20時間以上でいいということでございます。大治町の場合、500人いませんので勤務時間、1日7時間45

分、1週間5日ですから38時間45分、その4分の3、29時間3分45秒です。それを大治町議会議員クリアしているのかどうか、そこら辺やっているという方もみえるかもしれませんが、そこら辺きちっと町民に説明できないとやはりそれはいけない。国の方で議員を入れるということになるとしても、今町議会議員として国にお願いしている立場で意見書を出すということはそういうことですので、そこら辺町民の理解が得られるのか。また、大治町、前の岩本町長のとき町長報酬3割カット、議員報酬3割カットということで少なからず町民の方の支持もございました。そういう中で待遇を上げていくということを町民の方に納得していただくためには、きちっと整合性ある説明が必要だと。その辺どう考えているのか。また、今名古屋市議員、議員報酬を上げたことで名古屋市民の怒りが非常に私のところにも伝わってきますし、また、富山市議会議員の政務活動費の不正等々で非常に厳しい目があります。前回の議会報告会でもそういうご意見を伺っております。そういう中でなぜ今のこの時期の提案なのか、そこを少し説明していただきたいと思います。

〔「議長」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

挙手がありましたので、9番服部勇夫君、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。今の発言の中で前町長岩本氏が自分の給与に対してはカットされて議会の3割カットなんて一言も言ってみえないと思います。その辺のところを発言をされておりますが、その訂正をしていただく動議を出させていただきたいと思えます。

○議長（織田八茂君）

発言訂正動議が出ましたが、ただいまの動議に賛成の方は、

〔挙手 9名〕

○議長（織田八茂君）

動議は成立しましたので暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原経夫君の質問に11番浅里周平君、よろしく申し上げます。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

先ほど議員の労働時間を交えて質問がございましたが、議員の労働というのをどのように見るかということで私は議員は365日議員だとそういう自覚で活動しておるつもりでありますし、多くの皆さんもそういった自覚で議員活動、議会活動を行っていると思っております。単なるこの大治町議会に出席することだけが議員の活動でない。そのことを踏まえれば、今の状況というのも改善していかなければいけないということは火を見るよりも明らかだと思います。住民の感情ということがございますが、先ほど議案でもございましたが全員賛成で可決した議員報酬の改定案ではございますが、これも報酬の総額でいきますと引き上げになってきます。そのことに対して住民がどう思うかこう思うかわかりませんが、圧倒的多数は賛同していただけるものだ。質問した本人もそういった自覚のもとに賛成したものだとは思っております。そういう点では大治町議会、大変安い報酬の中で活動させていただいております。こういった中で議員のなり手がなかなか手が挙がらない残念な状況であります。やはり私たちは大治町の未来を担っていただくためにも多くの住民の方がこの議会に参加できるような状況をつくっていかないといけないと私の責任だと思っております。そういう点で単なる大治町議会への参加だけを捉えてはいけないのではないか、そう思っております。このものに対しては一部に異議を唱える方もあろうかと思いますが、圧倒的多数は反対することはないと思います。名古屋市会や富山市議会を例えて発言されておりましたが、あのものは政務活動費、そういったものに対する異議でありまして、近隣では弥富市議会でもございましたが、そういった点では今回の提案とは違う話でございます。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず先ほど岩本さんの町長給料3割カットという点は岩本さんは町長給料600万と言っておりましたのでそこはちょっと私間違えましたので済みませんでした。

あと、るる私も質問させていただきましたが、るる提案者から答弁をいただきましたが、まず今回の議員報酬の条例改正等々を国の法律改正に基づく、また町長提案でございます。今回の意見書というのは大治町議会議員がみずからそれが正しいとそうすべきだということで国にお願いする、国に制度を変えてくれと言っている。全然性格が違う

ものでございます。国がたまたま法律改正をした、制度を変えた、それで町長提案で出てきた。それに対して賛成していくのとは重みが全く違うものでございます。そこら辺、提案者どう考えておられるのか。町民にどのように説明していくのか。そこら辺を最後聞きたいと思います。以上でございます。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

議員報酬の関係、それから年金の関係は町長提案なら賛成で議員提案なら反対だと。そういう点では整合性に随分欠けるのではないかと。全体として報酬を上げていく。このものはみずからの立場を問われている問題で私は妥当な提案ということで賛成いたしました。そういう点では議員みずからだろうと町長提案であろうと正しいものは正しいということではないかと思えます。町民への説明は十分できると思えます。以前は議員は共済年金というそういった制度のもとで運用というんですか、そういったものがございました。しかし、合併合併で議員が少なくなっている。掛ける議員よりも掛ける金額よりも年金を受け取る人たちが多くなってきた。立ち行かなくなってこの共済制度がある意味倒産いたしました。そういう点では大変残念でございますが、そういった議員の身分制度をやはりきちっと保証していくのが妥当な線だろうと私は考えております。そういう点で住民には十分納得いく説明はできると確信しております。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第13号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第13号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第13号の原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。今回の提案でございます、地方議会議員、制度面で提案者の言われるような必要性、それに対して100%否定するものではございませんが、厚生年金制度に入る、それが一番いいやり方なのかと整合性があるのか。また、議員年金廃止された経緯からいまして整合性があるのか。きちっと整合性がある議論をした上でやられたものならばまだしもそこら辺は不十分だと私は考えております。また、なぜ今の時期なのか。こんなに国民の皆様、町民の皆様の反対の声が多い中でなぜ今やるのかと。今やる必然性があるのか。明らかに今やるべきではないと思っております。

また、その提案を町議会、町議員みずからがすべきなのか。それは到底すべきではない。やれば当然町民の方に説明責任が伴う。説明できるんですか。私はできません。前回の議会報告会でも議員のボランティア化したらどうかという意見に対しては、そんな議論をするよりももっと仕事をするようにそっちの議論をしようと私は言いましたが、今それをやるよりも提案者の浅里議員が言われたとおり365日頑張って議員をやっていく、その姿をまず町民の方に見せる、これが大事だと思っております。そのために私はこの意見書に反対をいたしますし、また賛成された方、私はその真意を問いたい。そのために町民の皆さんにもこの間の経緯をきちっと説明させていただく。そういうことを私、議員生命、政治生命をかけてやらせていただきたいと思います。そういう決意で反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部勇夫でございます。賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。今回の趣旨というのは、統一選挙を顧みて無投票が多かった、なぜだろうということを考えてみれば、議員に対する身分保障、終わってからの生活的な保障というのをやっていたかなければならない。それにはどういう制度があるんだろうということで発議をして厚生年金制度というものがあって、それを地方の我々議員たちに当てはめていったら保障的なものもできてくるのではないかという考え方のもとで今回意見書を国の方に提出を

してもっと議論を深めていただいて、地方議員である我々に対するものを考えていこうというものでございます。今、反対者が言われるように住民説明、当然すべき話だと思います。多くの人材がこの議会に上がっていただけるような場所、制度、保障をつけていかなきゃいけない。今それを考えるべき時期だというふうに考えておりますので、そういう点をもって賛成をしていきたいと思っております。皆さんの賛同の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから発議第13号を採決します。

発議第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[起立 9名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、発議第13号は可決されました。

日程第20、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで平成28年12月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時25分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員